

福岡県公報

令和元年7月26日
第 24 号

目次

告示 (第165号 - 第178号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の占用の制限	(道路維持課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	3
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の取消し	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	7
公 告		
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(福祉総務課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(企画課)	10

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	13
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課)	13
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1	(市町村支援課)	13

告 示

福岡県告示第165号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一般 国道	442号	前	八女市黒木町大淵2911番4先から 八女市黒木町大淵2903番1先まで	10.2 ～ 14.0	128.6
			後	八女市黒木町大淵2911番4先から 八女市黒木町大淵2903番1先まで	11.0 ～ 27.2	128.6

定期発行日 毎週火金曜日
〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 社 会 式 有 限 公 司 印刷
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 福岡県 総務部行政経営企画課 社 会 式 有 限 公 司 印刷
(電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

福岡県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	県道	夏吉直方線	前	田川市大字夏吉1853番1先から 田川市大字夏吉1900番1先まで	10.4 ～ 11.6	348.4
			後	田川市大字夏吉1853番1先から 田川市大字夏吉1900番1先まで	10.4 ～ 12.2	348.4

福岡県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年7月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	夏吉直方線	田川市大字夏吉1853番1先から 田川市大字夏吉1900番1先まで

福岡県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
京築	県道	中津豊前線	築上郡吉富町大字広津741番4先から 築上郡吉富町大字広津745番4先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年8月9日

福岡県告示第169号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
福岡市早良区（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びに福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第170号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	112	糟屋郡粕屋町戸原東一丁目7番26号 福岡県粕屋保健福祉事務所内 会長 荻 雅晴	糟屋郡粕屋町戸原東一丁目7番26号 福岡県粕屋保健福祉事務所内	令和元年6月6日
旧		糟屋郡粕屋町戸原東一丁目7番26号 福岡県粕屋保健福祉事務所内 会長 實測 英介		

福岡県告示第171号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	513	久留米市新合川一丁目6-57 理事長 高木 大蔵	久留米市新合川一丁目6-57	令和元年5月13日
旧		久留米市新合川一丁目6-57 理事長 三原 次雄		

福岡県告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
福津生72	上田医院	福津市宮司六丁目10-1	R1・6・1
春生183	あきまさクリニック	春日市春日原東町三丁目38-1 F	R1・7・22
糸島地生122	はたえなごやか内科クリニック	糸島市波多江駅北四丁目1-14 1階	R1・5・13

北筑後生8	筑前町中央ふくまこどもクリニック	朝倉郡筑前町篠隈141-5	R1・6・1
南筑後生7	宮原泌尿器科クリニック	三潞郡大木町大字八町牟田983	R1・6・1
宗遠生26	川渕医院	遠賀郡遠賀町大字今古賀545-5	R1・6・1
粕生歯71	福沢歯科医院	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目10-45	R1・5・8
福津生歯40	ツイズ歯科クリニック	福津市光陽台四丁目1-15	R1・7・1
像生歯81	日の里ファミリー歯科	宗像市日の里一丁目10 102-108	R1・5・22
古生歯78	古賀セントラル歯科	古賀市中央二丁目8-34	R1・6・1
大野生歯135	白木原歯科	大野城市白木原一丁目1-55	H30・10・1
田生歯99	長原歯科クリニック	田川市大字川宮1569-2	R1・7・1
筑紫生薬93	モリ薬局 二日市店	筑紫野市紫一丁目15-3	R1・6・1
北筑後生訪2	おはな訪問看護ステーション	朝倉郡筑前町野町1788-6 コーポシャトレ102号	H31・4・22
北筑後生訪3	訪問看護 れんげ	三井郡大刀洗町大字山隈1313-6	R1・5・1
大生訪23	白川病院訪問看護ステーション	大牟田市上白川町一丁目146	R1・6・1
田生訪25	訪問看護ステーションあいあい田川	田川市大字楠2303-4 コーモド桜ヶ丘A1-2	H30・1・1
京生訪14	ビュートゾルフみやこ訪問看護ステーション	京都郡みやこ町国作608-3	R1・5・1

福岡県告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6

年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
像生薬53	のりまつ薬局	宗像市くりえいと二丁目2-2	R1・5・11

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
福津生13	上田医院	福津市宮司六丁目10-1	R1・5・31
像生75	山本整形外科医院	宗像市くりえいと二丁目2-2	H31・4・30
南筑後生4	宮原泌尿器科クリニック	三潞郡大木町大字八町牟田983番	R1・5・31
遠生150	川渕医院	遠賀郡遠賀町大字今古賀545-5	R1・5・31
う生13	国武内科医院	うきは市浮羽町朝田647-1	H31・4・30
北生歯162	福沢歯科医院	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目10-45	H31・4・30
古生歯74	古賀セントラル歯科	古賀市中央二丁目8番34号	R1・5・31
大野生歯129	白木原歯科	大野城市白木原一丁目1-55	H30・9・30

福岡県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
筑生59	医療法人田中整形外科医院	柿添整形外科クリニック	筑後市大字野町666-2	H 31・4・1
小生113	RINDENクリニック	ながたクリニック	小郡市美鈴の杜一丁目1-11	H 31・4・8

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
豊生56	ふじさわ内科クリニック	豊前市大字八屋1921-7	豊前市大字八屋1896-4	R 1・5・20
田生124	小林皮ふ科	田川市新町24-24	田川市日の出町5-6	R 1・5・1
田生訪25	訪問看護ステーションあいあい田川	田川市大字楠2303-4 コーモド桜ヶ丘A 1-2	田川市大字楠2085-10	R 1・5・1

福岡県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関の指定を取り消したので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定の取消年月日
宰生68	医療法人ひらた脳神経外科クリニック	太宰府市五条二丁目11-3	R 1・5・20

福岡県告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
大野生マ42	田中 文子（ひまわりほうもんマッサージ院）	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 31・3・20
飯生マ76	濱田 幸伴（あん摩、マッサージ指圧治療院すずらん）	飯塚市菰田西二丁目5-30 丸和コーポ1階	R 1・6・1
粕生マ46	池田 英紀（ハート治療院）	糟屋郡志免町志免二丁目12-2-102	R 1・5・15
粕生マ47	青木 陽子（ハート治療院）	糟屋郡志免町志免二丁目12-2-102	R 1・5・15
飯生柔100	豊田 真之（整骨院 長生庵 飯塚院）	飯塚市西町2-87 センタービル1階	R 1・5・7
飯生柔101	飯田 直祐（ベースボール整骨院）	飯塚市柏の森13-77-102	R 1・5・14
飯生柔102	小鶴 遼平（ベースボール整骨院）	飯塚市柏の森13-77-102	R 1・5・14

田生柔74	清水 研人 (長生庵)	田川市大字伊田2741-11 KMビル1階	R1・5・7
田生柔75	坂田 泰樹 (あすなろ整骨院)	田川市大字夏吉840-5	R1・6・25
小生柔40	松岡 純 (堺整骨院 小郡院)	小郡市小坂井118-1	R1・6・24
大野生柔56	吉並 伸一郎 (乙金中央整骨院)	大野城市乙金三丁目23-1	R1・5・20
大野生柔57	中村 武裕 (NAOSEL 大野城整骨院)	大野城市白木原一丁目7-5 J-クリスタルビル2階	R1・6・1
大野生柔58	村上 真紀 (NAOSEL 大野城整骨院)	大野城市白木原一丁目7-5 J-クリスタルビル2階	R1・6・1
嘉麻生柔22	高橋 佑二 (あすなろ整骨院 碓井店)	嘉麻市上臼井原田1248-1	R1・6・1
粕生柔181	田中 洋輔 (新宮整骨院)	糟屋郡新宮町下府四丁目2-1 リベルタ新宮101号	R1・6・1
粕生柔182	和田 悠幾 (新宮中央整骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R1・5・15
粕生柔183	今任 秀一 (いまとう接骨院)	糟屋郡久山町大字久原2709-15	R1・6・1
粕生柔184	西田 伸二 (いまとう接骨院)	糟屋郡久山町大字久原2709-15	R1・6・1
宗遠生柔38	平山 隆志 (ほほえみ整骨院)	遠賀郡遠賀町大字今古賀520-2	H31・4・21
京生柔43	酒井 一成 (酒井整骨院)	京都郡苅田町大字雨窪326	R1・6・11
大野生はき24	田中 文子 (ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市下大利二丁目1-1-602	H31・3・20

福岡県告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項

においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野生マ30	菅原 睦 (ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市下大利二丁目1-1-602	H31・3・20
嘉鞍生マ6	濱田 幸伴 (訪問マッサージ プラネット)	嘉穂郡桂川町大字土師1-267	R1・5・31
飯生マ50	森 春彦 (訪問マッサージ クレヨン)	飯塚市川津95-296	R1・6・30
飯生マ62	中川 宗助 (訪問マッサージ クレヨン)	飯塚市川津95-296	R1・6・30
飯生柔59	道園 昂平 (よねだ整骨院)	飯塚市柏の森72	R1・5・18
飯生柔73	飯田 直祐 (ベースボール整骨院)	飯塚市柏の森13-77 HWT柏の森102号	R1・5・14
飯生柔76	中原 杏奈 (整骨院 長生庵 飯塚院)	飯塚市西町2-87センタービル1階	R1・5・7
飯生柔84	米沢 瑠見子 (あすなろ針灸整骨院)	飯塚市楽市475-1	H31・3・30
飯生柔98	小鶴 遼平 (ベースボール整骨院)	飯塚市柏の森13-77 HWT柏の森102号	R1・5・14
田生柔52	田中 紫音 (長生庵)	田川市大字伊田2741-11 KMビル1階	R1・5・7
中生柔41	斉藤 晃成 (さいとう整骨院)	中間市岩瀬一丁目25-25	R1・5・31
大野生柔42	清水 一雄 (乙金中央整骨院)	大野城市乙金三丁目23-1	R1・5・20
像生柔111	山口 祥 (整骨院宗像エイム)	宗像市田久二丁目1-1 ゆめタウン宗像内	H31・4・30

嘉麻生柔18	米沢 瑠見子（あすなろ整骨院 碓井店）	嘉麻市上臼井原田1248-1	H 31・3・30
粕生柔170	田中 洋輔（新宮整骨院）	糟屋郡新宮町下府四丁目2-1 リベルタ新宮101号	R 1・5・31
粕生柔180	吉並 伸一郎（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R 1・5・15
個77	森 春彦（訪問マッサージ クレヨン）	飯塚市川津95-296	R 1・6・30
大野生はき17	管原 睦（ひまわりほうもんマッサージ院）	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 31・3・20

福岡県告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯生マ74	三木 剛志 （花てらす療院）	飯塚市伊岐須877-1 -410	飯塚市下三緒372-1 CITY飯塚東103号	H 31・4・1

公 告**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営両筑第5地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和元年7月26日から 令和元年8月26日まで	小郡市役所、 朝倉市役所朝倉支所、 筑前町役場、大刀洗町役場

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
春日市上白水四丁目12番2及び13番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
春日市上白水六丁目55番地トーレグランデ701号
金堂 福雄

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
中間市朝霧四丁目1074番
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
中間市中鶴四丁目15番8-102号
株式会社サンリバー
代表取締役 有田 雄二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市長田町82番1から82番11まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市長田町82番地4
鬼塚 信治
大牟田市長田町82番地5
岩田 澄
千葉県市川市菅野二丁目12番2号
蓑田 佐枝子
大牟田市片平町139番地
木下 英一

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
災害救助法の一部を改正する法律（平成30年法律第52号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整備を行うほか、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第3号及び第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和元年7月12日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
土木情報システムに係るパーソナルコンピューター等の賃貸借及び保守
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（

特別の理由がある場合を除く。)

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和元年8月6日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和元年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和元年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

土木情報システムに係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守業務契約

(2) 賃貸借物品及び数量

ノート型パソコン 754台

デスクトップ型パソコン 4台

プリンター 70台

(3) 契約内容及び仕様等

入札説明書による。

(4) 納入期限

令和2年1月14日（火）

(5) 賃貸借及び保守期間

令和2年1月15日から令和7年1月14日まで

(6) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）（以下「入札参加資格者名簿」という。）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和元年9月4日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと

(2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされていること。

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	機械器具（電気器具）	AA
05	02	機械器具（電気通信機器）	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が、1の(3)に示した物品であることを申し立てる仕様申立書を5の部局に提出し、令和元年9月2日（月）までに県から書面で承認を受けている者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県県土整備部企画課指導係（県庁行政棟6階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3645（ダイヤルイン）
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札説明書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間
公告の日から令和元年8月16日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）
- (2) 交付場所
5の部局とする。
- 9 入札説明会
入札説明会は実施しない。
- 10 入札参加申請書の提出場所、提出期限及び提出方法
入札に参加しようとするものは、以下の方法により、競争入札参加申請書を提出しなければならない。
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限令和元年8月26日（月）午後3時00分
- (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札参加申請書の様式及び記入方法については、入札説明書を参照のこと。

(4) その他

ア 入札参加申請書と併せ、調達仕様を満たすことを証明するため、仕様申立書を提出すること。仕様申立書の様式及び記入方法については、入札説明書を参照のこと。

イ 令和元年9月2日（月）までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和元年9月3日（火）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「9月4日開封<土木情報システムに係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守業務に係る入札書在中>」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「9月4日開封<土木情報システムに係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守業務に係る入札書在中>」と朱書きしなければならない。

(4) 注意事項

入札書の様式、記入方法及び注意事項等については、入札説明書を参照のこと。

12 開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和元年9月4日(水)午前11時00分
- (2) 場所
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁行政棟6階北棟 企画課技術調査室入札室
- (3) 方法
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (4) 落札者が不在の場合の措置
開札の結果、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額(入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、付属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

17 Summary

(1) Contract matter

Contract for lease and maintenance of personal computers for public works information systems

(2) Time Limit for Tender

5:00 PM on September 3, 2019

(3) Contact Point for the Notice

Projects Planning Division,
Prefectural Land Development Department,
Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3645

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和元年7月3日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和元年7月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

85,246

福岡県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和元年7月3日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和元年7月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

632,786

福岡県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和元年7月3日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和元年7月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,156
北九州市小倉北区	51,193
北九州市小倉南区	58,853
北九州市若松区	23,110
北九州市八幡東区	19,020
北九州市八幡西区	70,696
北九州市戸畑区	16,465
福岡市東区	83,548
福岡市博多区	65,013

福岡市中央区	53,821
福岡市南区	71,748
福岡市城南区	34,814
福岡市早良区	59,337
福岡市西区	56,372
大牟田市	32,962
久留米市	84,178
直方市	15,806
飯塚市・嘉穂郡	39,810
田川市	13,348
柳川市	18,741
八女市・八女郡	23,425
筑後市	13,507
大川市・三潞郡	13,764
行橋市	20,429
中間市	12,044
小郡市・三井郡	20,581
筑紫野市	28,608
春日市	30,765
大野城市	27,348
宗像市	26,958
太宰府市	19,790
古賀市	16,313
福津市	17,712
うきは市	8,348
宮若市・鞍手郡	14,700
嘉麻市	10,909
朝倉市・朝倉郡	23,860
みやま市	10,715

糸島市	28,144
那珂川市	13,498
糟屋郡	61,831
遠賀郡	26,246
田川郡	22,090
京都郡	15,744
築上郡・豊前市	16,457